

第28回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和元年10月7日 午後3時～午後4時00分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（15人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（1人） 4番 下田 正人

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)について

議案第4号 玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○群馬県農地集積加速化推進大会について

○農業委員会との意見交換会及び人・農地プランに関する座談会について

○産業祭について

○玉ねぎの定植について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第28回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局長：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は15名ですので、総会は設立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は11番 萩原委員、12番 猪野委員を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗崎氏を指名します。

議長：それでは、次第4の議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 番号1 受付番号43100160について議案書と詳細を朗読、説明】

議長：それでは、番号1 受付番号43100160について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、羽鳥部会長より報告願います。

部会長：この件につきまして、現地調査を行い周囲の農地に影響が無く農地として使用するということから許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号43100160について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号43100160は原案のとおり許可と決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第2号 番号1 受付番号43100155について議案書と詳細を朗読、説明】

議長：それでは、番号1 受付番号43100155について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、羽鳥部会長より報告願います。

部会長：この件につきましても、現地調査を行い周囲の農地に影響が無いことから許可相当と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43100155 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43100155 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号 番号 2 受付番号 43100158 について議案書と詳細を朗読、説明】

議長：それでは、番号 2 受付番号 43100158 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、羽鳥部会長より報告願います。

部会長：この件につきましても、現地調査を行い周囲の農地に影響が無いことから許可相当と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようなので、採決いたします。受付番号 43100158 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43100158 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号 番号 3 受付番号 43100159 について議案書と詳細を朗読、説明】

議長：それでは、番号 3 受付番号 43100159 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、羽鳥部会長より報告願います。

部会長：この件につきましても、現地調査を行い周囲の農地に影響が無いことから許可相

当と判断いたしました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43100159 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43100159 は原案のとおり許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 【議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について詳細を朗読、説明】

議 長 : 事務局から説明がありましたが、これは年 2 回 7 月と 1 1 月に利用権の設定時期になっております。周辺農用地の農業上の利用に影響があるか? 全ての農用地について適切に耕作することが見込めるか? との事ですが、当然、法人や認定農業者は全て耕作を行っていると思います。
それでは、議案第 3 号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(委員より質問あり、事務局が会議中に確認連絡した)

事務局長 : ただいま、どんな方なのか確認しておりますので、少々お待ちください。

議 長 : それでは、最後の浅見さんの 1 9 0 番について事務局より説明いたします。

事 務 局 : 農業公社に電話をして確認したところ、伊勢崎の方で作物を作っていて申請をする際に耕作証明もつけていますので農業者資格の方はあると思われれます。

議 長 : 他にご意見等無ければ、農用地利用集積計画(案)について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、議案第3号について農業委員会としては、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

続きまして、議案第4号「玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第4号「玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」詳細を朗読、説明】

議長：それでは、この件について審議を行います。農業委員会としては会長、副会長、部会長等が除外等の委員会に出席して出された案件について会議を行いました。会として意見を伺いたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（委員より五料の工場から出る半端なプラスチックを置いてある等の意見あり）

事務局長：除外の後に転用という話があると思いますが、農地に影響が無いように町の担当者も対応すると思います。

議長：他に意見はございますか。他に無ければ意見なしとして報告いたします。議事については、終了といたします。

続いて、次第5報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

もう一点報告させていただきます。先日（10/3）下新田の木村さん（木村ビニール）が農地の地目変更届を持参し、窓口に来られたので受理押印を行いました。場所は農協の十字路を東に入った北側で市街化区域内の田になります。面積は1,970㎡ですが、周囲に住宅が建設されたため取水出来なくなったので地目変更を行いたいと天狗岩に相談があり、天狗岩から問い合わせがあったので変更の申請書を天狗岩に送った次第です。

今後、登記簿上の地目については変更する場合は行政書士等に相談する事を伝え

ると共に、自己保全利用するため今後土を入れない予定である事、清算金は10月3日付で振り込まれております。
以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。
無いようですので、次第5報告については、終了といたします。
続いて、次第6その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：【・群馬県農地集積加速化推進大会の通知について

- ・農業委員会と農業者との意見交換会及び人・農地プランに関する座談会について
- ・産業祭について
- ・群馬県農業会議から農業者年金推進のチラシについて
- ・玉ねぎの定植について詳細を説明】

事務局長：皆様に豚コレラのチラシをお配りいたしました。新聞でご覧になったかと思いますが、藤岡市・上野村で野生の猪に豚コレラが感染していると確認されました。対応といたしまして発見場所から半径10キロ圏内の地域は群馬県の監視下に置かれます。玉村町は圏外でございますが、前橋市、高崎市は対象になり車等消毒の対象になり出入りを監視しています。玉村町でも一軒豚舎がございますが、現状では自身で消毒をしております。
これから行楽の季節になりますが、山歩きに行かれた際は靴底についた土は良く落としてから帰宅するように、また知り合いにも伝えていただきますよう皆様をお願いいたします。玉村山の会には生涯学習課の方から連絡をしたと聞いております。以上で事務局からのその他を終わりにいたします。

議長：事務局から説明がありましたが、豚舎の周り全体を防護柵や電気柵で囲むことはするのか。

事務局長：電気柵では無いと聞いておりますが、豚舎の周りが7～800mありまして、1m1万円の補助が上限のようですので、費用が800万円かかるようです。国が2分の1、県が4分の1、今考えていますのは、出来れば町が残りの4分の1を負担する案です。消費税は補助金の対象外となりますので消費税だけは施主の方で払っていただき、できれば今月中にでも設置できるように動いているようです。

どこまで覆う物かは聞いておりませんが、できうる限りの物を設置する予定です。万が一豚コレラに感染してしまったら、食肉も停止になり豚も全て殺処分しなければならぬので、皆でくい止めたいと考えております。

(パトロール、用水路の件、事務局への要望等委員さんより質問あり)

議長：その他、委員の方から何かありますか。
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人